

貸借対照表の公告に伴う定款変更について

NPO法人は、法務局において毎事業年度の資産総額の登記が必要でしたが、今回の改正に伴い、法人自らが貸借対照表を公告することとなりました。

貸借対照表の公告を行うこととなる日は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の公布の日（平成28年6月7日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年半ばと想定されています。施行日が決まりましたらお知らせします。）からとなります。

それまでは、「資産の総額の登記」が必要です。

貸借対照表の公告は、以下のいずれかの方法で行わなければならぬこととなります。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（内閣府ポータルサイトを利用する方法を含む。）
- ④ 公衆の見やすい場所に掲示する方法

【定款の記載例】

公告の方法は、以下の例を参考に具体的に記述してください。

- ① 官報に掲載する方法の場合の記述
(現在の定款に「官報に掲載」としている場合は変更の必要はありません。)
「官報に掲載」
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法の場合の記述
「大分県において発行される〇〇新聞」
- ③ 電子公告の場合の記述
「当法人のホームページ」、「おおいたNPO情報バンクおんぽ」
「内閣府NPO法人ポータルサイト」
- ⑤ 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法の場合の記述
「当法人の主たる事務所の掲示場」

【注意していただくこと】

- (ア) 現在、定款で公告の方法を「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」としている法人は、そのままで毎年官報に公告する必要が出てきます。
したがいまして、現在の定款の記述と違う方法で貸借対照表の公告を予定する法人は、定款変更を行う必要があります。

- (イ) 貸借対照表の公告を行うこととなる日は、平成30年半ばと想定されています。
それまでに約1年半ありますのでその間に定款変更をしてください。
政令で定める日が示される前と後では附則の施行日の記述が異なります。
別紙の新旧対照表(例)を参考に作成してください。

《H28 法改正に伴う定款変更の新旧対照表例》

1 公告の方法だけの定款変更を行う場合 (定款変更届の提出となります)

① 公告の方法の施行日が示される前に定款変更する場合

定款変更新旧対照表（例）

改 正 後 (新)	現 行 (旧)
<p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。</u></p> <p><u>附則</u> <u>この定款は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二八年六月七日法律第七〇号）の公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</u></p>	<p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

② 公告の方法の施行日が示された以降に定款変更をする場合

定款変更新旧対照表（例）

改 正 後 (新)	現 行 (旧)
<p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。</u></p> <p><u>附則</u> <u>この定款は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

2 公告の方法の他にも定款変更を行う場合（定款変更認証申請となる場合があります）

① 公告の方法の施行日が示される前に定款変更する場合

定款変更新旧対照表（例）

改 正 後（新）	現 行（旧）
<p>第〇〇条 ・・・・・・・・</p> <p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。</u></p> <p><u>附則</u> <u>この定款は、大分県知事の認証の日（平成年月日）から施行する。ただし、第53条の貸借対照表の公告については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二八年六月七日法律第七〇号）の公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</u></p>	<p>第〇〇条 ・・・・・・・・</p> <p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

② 公告の方法の施行日が示された以降に定款変更する場合

定款変更新旧対照表（例）

改 正 後（新）	現 行（旧）
<p>第〇〇条 ・・・・・・・・</p> <p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。</u></p> <p><u>附則</u> <u>この定款は、大分県知事の認証の日（平成年月日）から施行する。ただし、第53条の貸借対照表の公告については、平成年月日から施行する。</u></p>	<p>第〇〇条 ・・・・・・・・</p> <p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

《平成 24 年度施行の法改正も合わせて定款変更する場合》

この新旧対照表は、平成24年4月1日施行のNPO法改正に伴うものと、平成29年4月1日施行のNPO法改正に伴うものを合わせたものです。

平成24年の法改正の際に定款変更をしなかった法人は、下記を参考に「定款変更認証申請書」を提出し、認証を受けてください。

【NPO法改正に伴う定款例の新旧対照表】

変更後（新）	現行（旧）
第12条 削除	第12条 <u>既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。</u>
第15条 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。 3-5	第15条 2-4
第23条 (4)事業計画及び <u>活動予算</u> 並びにその変更 (5)事業報告及び <u>活動決算</u>	第23条 (4)事業計画及び <u>収支予算</u> 並びにその変更 (5)事業報告及び <u>収支決算</u>
第24条 2 (3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。	第24条 2 (3)第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
第28条 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。	第28条
第30条 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示したことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1)総会の決議があつたものとみなされた事項の内容 (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3)総会の決議があつたものとみなされた日 (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名	第30条

<p>第33条 (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p>	<p>第33条 (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p>
<p>第39条 (4) 財産から生じる<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u></p>	<p>第39条 (4) 財産から生じる<u>収入</u> (5) 事業に伴う<u>収入</u> (6) その他の<u>収入</u></p>
<p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。</p>	<p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。</p>
<p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用を講じ</u>ることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p>	<p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>ができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。</p>
<p>第46条 削除</p>	<p>第46条 <u>予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けること</u>ができる。</p> <p>2 <u>予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</u></p>
<p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合</u>、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(1) <u>目的</u> (2) <u>名称</u> (3) <u>その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</u> (4) <u>主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)</u> (5) <u>社員の資格の得喪に関する事項</u> (6) <u>役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)</u></p>	<p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>軽微な事項として法第 25 条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)</u> (2) <u>資産に関する事項</u> (3) <u>公告の方法</u></p>

<p>(7)会議に関する事項</p> <p>(8)その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項</p> <p>(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)</p> <p>(10)定款の変更に関する事項</p> <p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、貸借対照表の公告は〇〇に掲載して行う。</u></p>	<p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>
<p>《附則の記述例》</p> <p>(貸借対照表の公告の施行日が決まる前の附則の記述)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この定款は、大分県知事の認証の日(平成 年 月 日)から施行する。ただし、第53条の貸借対照表の公告については、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二八年六月七日法律第七〇号) の公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。</u></p> <p>^^</p> <p>(貸借対照表の公告の施行日が決まった後の附則の記述)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この定款は、大分県知事の認証の日(平成 年 月 日)から施行する。ただし、第53条の貸借対照表の公告については、平成 年 月 日 から施行する。</u></p>	

※定款の各条の番号は法人によって異なる場合があります。

【留意事項】

1. (定款の変更) 第51条及び第53条は、法定事項であり、必ず変更する必要があります。
2. (議決) 第28条第3項、及び、(議事録) 第30条第3項は、必要に応じて追加するもので、この2つはセットとしての取り扱いとなります。
3. (拠出金品の不返還) 第12条、及び(予備費の設定及び使用) 第46条について
 - ① 各法人が必要であれば、削除しなくて構いません。
 - ② 条そのものを削除し、次条以降を繰り上げる場合は、新旧対照表に次条以降を繰り上げる旨の表記が必要です。

※ 条番号の変更をする場合の記述方法
第12条を削り、第13条－第43条を第12条－第42条に改める。
第44条を削り、第45条－第54条を第43条－第52条に改める。
また、定款文の中で他の条を引用している場合は、該当する条の番号の修正も必要です。
 - ③ 次条以降を繰り上げない場合は、該当条を残し、以下のように処理してください。
(拠出金品の不返還)
第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返却しない。

を下記のように書いてください。

第12条 削除

- 4 第53条の条文の「〇〇に掲載」は、以下の例を参考に具体的に記述してください。
 - ① 官報に掲載する方法の場合の記述
(現在の定款に「官報に掲載」としている場合は変更の必要はありません。)
「官報に掲載」
 - ② 日刊新聞紙に掲載する方法の場合の記述
「大分県において発行される〇〇新聞」
 - ③ 電子公告の方法の場合の記述
「当法人のホームページ」、「おおいたNPO情報バンクおんぽ」
「内閣府NPO法人ポータルサイト」
 - ④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法の場合の記述
「当法人の主たる事務所の掲示場」

